

令和5年 死亡災害発生状況一覧表

愛媛労働局

番号	所轄署	発生月 発生時間帯	業 種	被 災 者			発 注 者	発 生 状 況	事故の型 起因物
				性別	年齢	職種			
1	新居浜	1月 11時台	その他の建設業	男	25	とび職	民間	被災者は、スレート屋根上に仮設された足場上で作業を行っていた。使用していた工具をスレート屋根上に落としたため、足場からスレート屋根に乗り、工具を拾いに向かっていた際、スレートを踏み抜き、約13m下の床面に墜落した。	墜落・転落 屋根
2	松山	2月 8時台	建築工事業	男	41	清掃員	民間	作業員2名（代表者と被災者）が商業ビルの防水工事現場に到着した後、代表者は、他の用務にて一時的に現場を離れることとなった。代表者は、被災者に対しビル屋上に道具を運搬するよう指示した。 その後、代表者は現場に戻ってきたが、被災者が見当たらないことから商業ビルの屋上付近を捜していたところ、屋上から約12m下の別の建物（パークイングの電気室）の屋上に被災者が倒れているのを発見した。	墜落・転落 建築物、構築物
3	新居浜	3月 16時台	その他の建設業	男	63	その他の作業員	民間	被災者は、ボイラーの煙道内部で掃除作業を行っていた。直径約4メートルの開口部から約20メートル墜落した。	墜落・転落 建築物、構築物
4	新居浜	3月 5時台	商業	男	48	配達員		被災者は、バイクに乗って新聞配達途中、赤信号のため路上に停止していたトラックの後部に激突した。	交通事故（交通事故） バイク
5	新居浜	4月 9時台	その他の建設業	男	41	管理者	民間	被災者の他4名が、熱交換器（重量2.4t）の搬入作業を行っていた。熱交換器は、同容器の下部に取り付けられていたチルローラーと呼ばれる搬送用器具を使用して、人力により通路を移動していた。チルローラーが外れたことから同容器が倒れ、被災者が同容器に激突され、同容器と通路との間に挟まれた。	激突され 人力運搬機

令和5年 死亡災害発生状況一覧表

愛媛労働局

番号	所轄署	発生月 発生時間帯	業 種	被 災 者			発注者	発 生 状 況	事故の型 起因物
				性別	年齢	職種			
6	今治	4月 20時台	水運業	男	59	技術者		被災者は、事業場が所有する船舶の定期検査に立会するため国外の造船所に出張中、ジブクレーンに轢かれたものと推定される。	はさまれ・巻き込まれ クレーン
7	八幡浜	8月 11時台	林業	男	69	林業		林道開設工事において、被災者がチェーンソーで掘削法面上の立木を伐採（以下、同伐木を伐木 という。）したところ、伐木 が他の立木（以下、立木 という。）にかかり木となり立木 が根本から倒れ、さらに立木 が別の立木（以下、立木 という。）にかかり木となったことで立木 が根本から被災者の方向に倒れ、立木 の上部が被災者の頭部に激突した。	激突され 立木等
8	松山	9月 8時台	土木工事業	男	57	土工	民間	被災者は、貯水タンク修繕工事において、移動式クレーンでつり上げたカゴに乗り、チェーンソーで斜面上の支障木の枝払い作業を行っていたところ、乗っていたカゴが傾いたため被災者は5.7m下の道路面に墜落した。	墜落・転落 移動式クレーン
9	松山	10月 15時台	産業廃棄物処理業	男	41	運転者		クリーンセンター内において、ごみ収集車が収集したごみの入った荷箱を上昇させて、ごみをピットに投入しようとしたところ、ごみが荷箱から落下しなかったため、ごみ収集車の前輪が浮き上がり、運転者が乗ったままのごみ収集車が約6m下のピット内のごみの上に落下し、運転者が死亡した。	墜落・転落 トラック
10	八幡浜	10月 13時台	商業	男	40	作業員		作業者がドラム缶の上蓋をバーナーで溶断している際にドラム缶が爆発し、溶断作業を行っていた作業員が死亡した。	爆発 引火性の物